

SM-I-26-021-31

受付別簿・提供出力・提出説明の照合結果

受付14行の出力単位と、台帳訂正依頼2行の精算参照欄の扱いを分けて確認した結果です。

原資料作成日	2026.12.21
原作成・担当	情報解析部 朝倉 紬／確認：第一調査部 真壁 修一／資料管理：久瀬 由紀
文書番号	SM-I-26-021-31

OM-G-17-0612-02とOM-S-17-0613-02を対応させ、提供された入退室電子出力は設備側イベントを単位とし、受付別簿の14行を同じ行単位へ変換していなかったことを確認した。OM-X-17-0613-01の全14受付符号・対象日は、既存の照合票別紙と榛瀬受付簿に対応する。2024年の名義・日付属性の継承はこの2017年の出力対象指定とは別の処理である。

台帳訂正依頼WK-170605-02とWK-170608-03について、参照出力にはADJ-17-061とADJ-17-084を残し、その先の精算参照欄を三枝征一の指定で非採録とした記録がある。原欄が存在しなかったことや、受付の実作業がなかったことを示す処理ではない。精算参照の内容と旧契約との対応は、原別簿と承継資料を追加提示して確認する。

OM-C-17-0615-01およびOM-A-17-0616-01では、案内の版一致を指摘された後も、三枝が委託元の実績・契約整理のため従前説明の使用を求め、倉橋が施設側の説明を維持して提出した経過が対応した。施設側の承認責任、UCRの案内承認、浅葱の契約理由の責任を、委託元の調整依頼へ一括して移すものではない。従前の訂正と本人通知は有効なまま引き継ぐ。

相良と遠野の追加協力の条件を確認した。本人の説明は業務原記録との照合に用い、過去の知識や同意範囲を広げて記載しない。啓承が保存する旧委託元資料の承継経路と、現在の共同事業で同社が指定する条件は、別の受領資料として照会を継続する。

今回の対応確認と次の照会範囲

対象	原記録から確認したこと	今回確定しないこと
受付14行	受付別簿と入退室イベントの出力単位が異なる	各受付の全実作業・個別入室

対象	原記録から確認したこと	今回確定しないこと
台帳訂正2行	ADJ-17-061／084の先の精算参照欄を三枝指定で非採録	旧精算の内容・適否
原因説明の提出	指摘後の提出指定と施設側の維持回答	全社員の認識や一括した責任
相良・遠野の協力	用途と確認範囲を限定して合意	全業務評価・自動復職

SM-I-26-021-31

保存記録 / 提供用抄録

提供・参照情報

提供日 2026.12.21

抄録作成日 2026.12.21

原資料の出所・保存経路 出力対象指定票、生成・納品控え、対照原票、送付・返信の原記録に基づく汐森の派生照合結果。原資料そのものに代わる独立証拠ではない。

作成・提供の目的 新たに受領した出力条件と当時の提出説明を、既存の受付照合および訂正結果へ接続する。

原資料本文とは別に付した参照先です。参照情報更新日：2027.02.19

[出力対象指定票 ↗](#)

[出力生成・納品控え ↗](#)

[14受付符号の対照原票 ↗](#)

[委託元の提出説明連絡 ↗](#)

[施設側の返信・委託元受領 ↗](#)

[相良の資料利用範囲 ↗](#)

[遠野の再照合協力条件 ↗](#)

本資料はフィクション作品の一部です。作品案内：<https://shiomori.piveh.com/about-this-site/>